◎新潟県告示第1303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第５条第６項において準用する同条第１項の規定により、両津都市計画区域、相川都市計画区域、真野都市計画区域及び佐和田都市計画区域を次のとおり変更する。

平成29年12月12日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　都市計画区域の名称

佐渡都市計画区域

２　都市計画区域の変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

なし